

確定申告書等作成コーナーにおける「寄附金控除」の入力について

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

詳細な手順は国税庁ホームページの「ご利用ガイド」をご覧ください。

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/st/guide/top>

①作成コーナートップページで「作成開始」をクリック

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

- 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成
- 途中で保存したデータ（拡張子が [.data]）を読み込んで、作成を再開
- 過去の申告書データを利用して作成

出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

②税務署への提出方法を選択してください ※提出方法によって手順が異なります

マイナンバーカードをお持ちの方

お持ちでない方

スマートフォンを使用してe-Tax >



マイナンバーカード
便利！
パソコンに表示されるQRコードをスマートフォンで読み取る方法です。

ICカードリーダライタを使用してe-Tax >



ICカードリーダライタを使用します。

ID・パスワード方式でe-Tax >



税務署で発行されたID・パスワードを利用する方法。
「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要です。
申告書の控えと一緒に保管していないかご確認ください。

- 各提出方法を動画で確認する方はこちら
- スマートフォンの対応機種を確認する方はこちら

各提出方法に関するマニュアルや問い合わせ先はこちらをご参照ください。

その他

印刷して提出 >

税理士の方が代理送信を行う場合はこちら >

印刷した書面を郵送等で税務署へ提出してください。

申請書の作成手順

①令和4年分の申請書を作成→「所得税」を選択

作成する申告書等の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和4年分の申告書等の作成

所
所得税

所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄付金控除、住宅ローン控除など）。

決 所
決算書・収支内訳書（+所得税）

事業所得や不動産所得、雑業務に係る雑所得のある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。

消
消費税

個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。

贈
贈与税

財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。

※ 事業所得や不動産所得がある方は、「決算書・収支内訳書（+所得税）」を選択してください。決算書・収支内訳書の作成後、引き続き所得税の申告書を作成することができます。

過去の年分の申告書等の作成

「スマートフォンを使用してe-Tax」を選択された場合、マイナポータルとの連携やマイナポータルアプリの使用については以下入力マニュアルを参照してください。（国税庁・確定申告書等作成コーナー）
<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/st/guide/inputcase>

出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

②次ページで「次へ進む」をクリック後、生年月日を入力し、申請内容に関する質問に回答

申告内容に関する質問

| 質問 | 回答 |
|---|---|
| 給与以外に申告する収入はありますか？ 年金収入がある場合は「はい」を選択してください。 | <input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| お持ちの源泉徴収票は1枚のみですか？ | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ |
| 勤務先で年末調整が済んでいますか？ <input type="checkbox"/> 年末調整が済んでいるか確認する方法はこちら | <input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ |

出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

<勤務先で年末調整がお済みの方>

残りの質問に回答後、「次へ進む」

↓
「書面で交付された源泉徴収票の入力」
で「入力する」をクリック

↓
画面の案内に従ってご入力ください

↓
「所得控除の入力」画面以降の手順は
次ページ以降をご参照ください

<年末調整がお済みでない方>

残りの質問に回答後、「次へ進む」

↓
「収入金額・所得金額の入力」
※画面の案内に従ってご入力ください

↓
「所得控除の入力」画面以降の手順は
次ページ以降をご参照ください

「所得控除の入力」画面以降の入力手順

①「所得控除の入力」画面で「寄附金控除」欄の「入力する」ボタンをクリックしてください

所得控除の入力

所得から差し引かれる金額（所得控除）に関する項目の入力を行います。

- ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が**確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。**
- 確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。
- 配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。

所得控除(単位：円)

| 所得控除の種類 (各所得控除の概要はこちら) | 入力・訂正 内容確認 | 入力 有無 | 入力内容から計算した控除額 (? をクリックすると表示金額の解説を確認できます。) |
|--------------------------------|---------------|----------|---|
| 雑損控除 ? | 入力する | | ? |
| 医療費控除 ? | 入力する | | ? |
| 社会保険料控除 ? | 入力する | | ? |
| 小規模企業共済等掛金控除 ? | 入力する | | ? |
| 生命保険料控除 ? | 入力する | | ? |
| 地震保険料控除 ? | 入力する | | ? |
| 寄附金控除 ? | 入力する | | ? |

出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

②「寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力」画面で「書面で交付された証明書等の入力」を選択してください

国税庁
令和3年分 所得税書類提出確定申告書作成コーナーご利用ガイドよくある質問よくある質問を検索

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

証明書等の入力

寄附先等から交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。(最大150件)
※同一内容の重複入力(特に自動入力されたデータとの重複)にご注意ください。

入力内容の一覧

| 寄附年月日 | 寄附金の種類 寄附金の種類(詳細) | 支出した寄附金の金額 | 寄附先の所在地 寄附先の名称 | 操作 |
|-------|----------------------|------------|-------------------|--|
| | | | | <div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">入力する</div> |

データで交付された証明書等の入力

寄附先等から交付された「xmiデータ」(拡張子が[.xmi]のもの)を取り込んで自動計算しますか？

はいいいえ

前に戻る次へ進む

お問い合わせ個人情報保護方針利用規約推奨環境Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

- ④「寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力」画面で「寄附年月日」「寄附金の種類」を選択してください

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

寄附金の証明書を1件ずつ入力してください。

[入力件数が多い場合の入力方法はこちら](#)

寄附年月日

令和 年 月 日

「京都大学修学支援基金」または「CFプロジェクト」へご寄附をいただいた方で、**税額控除の適用**を希望される場合は「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」を選択してください。

※寄附金領収証書の裏面に「税額控除に係る証明書」が付いているもの

寄附金の種類

[寄附金の受領証明書の入力例、種類の選択についてはこちら](#)

▼

- 国に対する寄附金
- 都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など）
- 日本赤十字社支部に対する寄附金
- 共同募金会に対する寄附金
- 政党及び政治資金団体に対する寄附金
- 認定NPO法人等に対する寄附金
- 公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金
- 上記以外の寄附金控除に該当する寄附金

「京都大学修学支援基金」、「CFプロジェクト」以外の京都大学基金（「iPS細胞研究基金」など）へご寄附をいただいた方は「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択してください。

※寄附金領収証書の裏面が空白のもの
※**所得控除のみ適用**となります

寄附先の名称（全角28文字以内）

キャンセル

別の寄附先を入力する

同じ寄附先をもう1件入力する

入力内容の確認

⑤お住まいの都道府県および市区町村が「京都大学への寄附」を条例指定しているか、下記一覧をご確認いただき、該当するものを選択してください

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

寄附金の証明書を1件ずつ入力してください。

[入力件数が多い場合の入力方法はこちら](#)

寄附年月日

令和 年 月 日

寄附金の種類

[寄附金の受領証明書の入力例、種類の選択についてはこちら](#)

該当するものを選択してください。

- 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金 ...①
- 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金 ...②
- 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金 ...**京都大学は非該当**
- 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合 ...③

※ 条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページでご確認ください。

ホームページで確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

【参考】

[ホームページの検索例はこちら](#)

出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

【①】下記の市町村にお住まいの方
(例：京都市、高槻市、大津市 等)

【②】下記の都道府県にお住いで、かつ
下記の市町村以外にお住まいの方
(例：京田辺市、大阪市 等)

【③】下記の都道府県以外にお住まいの方
(例：奈良県、兵庫県 等)

【寄附金税額控除の対象として本学が条例指定されている都道府県・市町村一覧】

2023(令和5)年2月1日現在

| 都道府県 | 市町村 |
|------|--|
| 京都府 | 京都市 |
| 大阪府 | 高槻市・枚方市・茨木市・寝屋川市・能勢町 |
| 滋賀県 | 大津市・彦根市・守山市・湖南市 |
| 徳島県 | 徳島市・鳴門市・小松島市・阿南市・吉野川市・阿波市・美馬市・三好市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・那賀町・牟岐町・美波町・海陽町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町・つるぎ町・東みよし町 |
| 山口県 | 山口市・下松市・岩国市・光市・柳井市・周南市・山陽小野田市・周防大島町・上関町・田布施町・平生町・阿武町 |
| 愛知県 | ※愛知県は県のみ条例指定あり(市町村の住民税は控除対象外) |

【注意】

上記は本学に対する寄附金の条例指定が確認できた都道府県および市町村の一覧です。

最新の状況及び上記以外につきましては、お住まいの都道府県・市区町村のホームページによりご確認くださいか、各都道府県・市区町村へお問い合わせください。

⑥「支出した寄附金の金額」「寄附先の所在地」「寄附先の名称」を記載してください

支出した寄附金の金額
 円

寄附先の所在地（全角28文字以内）

寄附先の名称（全角28文字以内）

→「京都市左京区吉田本町36番地1」

→「国立大学法人 京都大学」

キャンセル 別の寄附先を入力する 同じ寄附先をもう1件入力する 入力終了

出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

⑦すべての入力が完了したら入力内容確認画面によりご確認ください

寄附先等から交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大150件）
 ※同一内容の重複入力（特に自動入力されたデータとの重複）にご注意ください。

「京都大学修学支援基金」、「CFプロジェクト」が該当

入力内容の一覧

| 寄附年月日 | 寄附金の種類 寄附金の種類（詳細） | 支出した寄附金の金額 | 寄附先の所在地 寄附先の名称 | 操作 |
|------------|--|------------|--------------------------------|-------|
| 1 令和4年1月1日 | 公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金 | 50,000 円 | 京都市左京区吉田本町36番地1 国立大学法人 京都大学 | 訂正 削除 |
| 2 令和4年1月1日 | 寄附金控除に該当する寄附金（その他） 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金 | 30,000 円 | 京都市左京区吉田本町36番地1 国立大学法人 京都大学 | 訂正 削除 |

別の寄附金を入力する

データで交付された証明書等の入力

寄附先等から交付された「xmlデータ」（拡張子が[.xml]のもの）を取り込んで自動計算しますか？

はい いいえ

「京都大学基金」
「iPS細胞研究基金」などが該当

前に戻る 次へ進む

出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

計算結果確認（寄附金控除、政党等寄附金等特別控除）

入力された金額を基に計算した控除額は以下の通りです。
 所得税額（国税）が最も少なくなるように自動で判定しています。
 (TA-M761001)

所得控除 【28,000】円
 税額控除 【20,000】円

自動計算されます

OK

出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

■ 適宜の方法にて確定申告書をご提出ください ■